

事業所名: _____

事業年度（開始 月～終了 月） _____

新基準くるみん認定チェックリスト		チェック欄	注意事項
1	雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定した。	<input type="checkbox"/>	100名以下の努力企業も認定を受けるためには行動計画の策定が必要です。
2	行動計画の計画期間が、2年以上5年以下である。	<input type="checkbox"/>	行動計画期間内であれば、計画期間の変更は可能です。
3	策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成した。	<input type="checkbox"/>	令和7年4月1日以降に行動計画を策定又は変更する際は、企業規模を問わず、 男性の育児取得状況及び労働時間の状況に係る数値目標を設定することが必要 です。
4	策定・変更した行動計画について、公表及び労働者への周知を適切に行った。	<input type="checkbox"/>	途中で行動計画を変更した場合、変更前後でそれぞれ社内周知と社外公表どちらも必要です。また、疎明資料として確認できるものを提出下さい。
5	次の(1)又は(2)のいずれかを満たしている。	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(1)計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が30%以上であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表している。	<input type="checkbox"/>	「両立支援のひろば」男性の育児休業取得率等に関するみん認定の申請における行動計画の計画期間と男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合を掲載下さい。
	(2)計画期間において、男性労働者のうち、育児休業等を取得した者及び企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて50%以上であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表しており、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いる。	<input type="checkbox"/>	
	経過措置①(計画期間の始期が令和7年3月31日以前の一般事業主)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	令和7年4月1日から計画期間の終期までを「計画期間」とみなし算出した場合、次の(1)又は(2)のいずれかを満たしている。	<input type="checkbox"/>	「両立支援のひろば」男性の育児休業取得率等に関するみん認定の申請における行動計画の計画期間と男性労働者のうち、育児休業等を取得した者及び企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合を掲載下さい。
	(1)計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が30%以上であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表している。	<input type="checkbox"/>	
	(2)計画期間において、男性労働者のうち、育児休業等を取得した者及び企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて50%以上であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表しており、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いる。	<input type="checkbox"/>	
	常時雇用する労働者数が300人以下の一般事業主の特例	300人以下 <input type="checkbox"/>	
	①計画期間中に、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、小学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がおり、かつ、当該男性労働者の数を「両立支援のひろば」で公表している。	<input type="checkbox"/>	いずれか
	②計画期間中に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がおり、かつ、当該男性労働者の数を「両立支援のひろば」で公表している。	<input type="checkbox"/>	
	③計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が30%以上であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表している。	<input type="checkbox"/>	
	④計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子又は小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がおり、かつ、当該男性労働者の数を「両立支援のひろば」で公表している。	<input type="checkbox"/>	
6	計画期間において、女性労働者及び育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が、それぞれ75%以上であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表している。	<input type="checkbox"/>	
	経過措置②(計画期間の始期が令和7年3月31日以前の一般事業主)	<input checked="" type="checkbox"/>	3歳から小学校就学前の子を育てるすべての労働者に適用する必要があります。
	令和7年4月1日から計画期間の終期までを「計画期間」とみなし算出した場合、女性労働者の育児休業等取得率が75%以上であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表している。	<input type="checkbox"/>	(1)(2)どちらも満たしている必要があります。また、申請時すでに退職している者は含みません。
	常時雇用する労働者数が300人以下の一般事業主の特例	300人以下 <input type="checkbox"/>	
	計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性労働者及び育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率がそれぞれ75%以上であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表している。	<input type="checkbox"/>	
7	計画期間の終了日の属する事業年度において次の(1)と(2)のいずれかを満たし、かつ(3)を満たしている。	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(1)フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月30時間未満である。	<input type="checkbox"/>	疎明資料は、結果に加えて、実施された取組内容が確認できる資料も併せて提出ください。
	(2)フルタイムの労働者のうち、25～39歳の労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満である。	<input type="checkbox"/>	
	(3)月平均の法定時間外労働が60時間以上の労働者がいない。	<input type="checkbox"/>	
	経過措置②(計画期間の始期が令和7年3月31日以前の一般事業主)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	令和7年4月1日から計画期間の終期までを「計画期間」とみなし算出した場合、次の(1)と(2)のいずれかを満たし、かつ(3)を満たしている。	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(1)フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月30時間未満である。	<input type="checkbox"/>	いずれか
	(2)フルタイムの労働者のうち、25～39歳の労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満である。	<input type="checkbox"/>	
	(3)月平均の法定時間外労働が60時間以上の労働者がいない。	<input type="checkbox"/>	
8	次の(1)～(3)のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施している。	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(1)男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置	<input type="checkbox"/>	いずれか
	(2)年次有給休暇の取得の促進のための措置	<input type="checkbox"/>	
	(3)短時間正社員制度、在宅勤務等その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置	<input type="checkbox"/>	
	経過措置②(計画期間の始期が令和7年3月31日以前の一般事業主)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	令和7年4月1日から計画期間の終期までを「計画期間」とみなした場合、次の(1)～(3)のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施している。	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(1)男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置	<input type="checkbox"/>	いずれか
	(2)年次有給休暇の取得の促進のための措置	<input type="checkbox"/>	
	(3)短時間正社員制度、在宅勤務等その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置	<input type="checkbox"/>	
9	法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がない。	<input type="checkbox"/>	行動計画期間中に、法令や関連する規定において重大な違反が認められた場合には、認定の対象外となります。